

件名	松前町税条例等の一部を改正する条例
主管課	税務課
関係課	
改正対象	松前町税条例（昭和43年松前町条例第38号）
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号） 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）
改正理由	地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日に施行されるため、松前町税条例等の一部を改正する条例を制定する必要性が生じた。
改正の主な内容	○個人町民税 ひとり親控除の追加及びそれに伴う改正。 低未利用地に係る長期譲渡所得課税の特例の創設。 ○法人町民税 連結納税制度の見直しに伴う改正。 ○固定資産税 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応（使用者を所有者とみなす制度の拡大）。 ○地方たばこ税 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し
施行日	令和2年4月1日 令和2年10月1日、令和3年1月1日、令和3年10月1日、 令和4年4月1日 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日
【その他参考事項】 地方税等の改正により生じた引用条文の修正、改元の対応及び文字の訂正。	